

法人経営推進会議設置要領

制 定 平成28年6月28日
栃 木 県
栃木県担い手育成総合支援協議会

1 目 的

意欲ある農業者が力強く持続可能な農業経営体として成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営の法人化等を推進するとともに、経営力向上を支援するため、農業者の支援組織、専門家、農業者組織等で構成する法人経営推進会議（以下、推進会議）を設置する。

2 推進会議の構成

推進会議のメンバーは、農業経営指導スペシャリスト（司法書士等の専門家、金融機関職員等）のほか、次の機関・団体の実務担当者及び農業者組織の代表者、その他推進会議で必要と判断した者等で構成する。

＜構成メンバーとなる機関・団体及び農業者組織＞

栃木県、栃木県担い手育成総合支援協議会事務局構成団体（（一社）栃木県農業会議、栃木県農業協同組合中央会、栃木県）、栃木県農業法人協会、栃木県認定農業者連絡協議会
関東農政局（オブザーバー）

3 推進会議の活動

推進会議は、①法人化に取り組む経営体の情報共有、②農業経営法人化推進員（以下、推進員）の継続的な派遣等の支援活動を実施する。

推進会議の開催に必要な事務及び経費については、栃木県と栃木県担い手育成協議会で協議をして事務の実施と経費の支出をする。

4 推進員の派遣等

（1）対 象

派遣する推進員は、農業経営指導スペシャリストを基本としながら、派遣希望者の経営状況や相談内容に応じて農業振興事務所が適当と判断する者とする。

（司法書士、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、その他）

派遣先は、農業経営の法人化等に取り組む農業経営体とする。

（2）派遣方法

派遣を希望する農業経営体は、「派遣申込書」（別紙様式1）に必要事項を記載し、最寄りの農業振興事務所に提出する。提出を受けた農業振興事務所は、派遣の必要性を検討した後、相談内容に応じて派遣する推進員を選定、派遣期日を調整して、推進員に「派遣依頼書」（別紙様式2）を通知する。推進員は、当日直接会場へ向かい支援活動を実施する。

（3）報 告

派遣された推進員は、「業務報告書」（別紙様式3）を作成、派遣期日から10日以内に農業振興事務所に報告する。報告を受けた農業振興事務所は、月ごとの「派遣申込書」「派遣依頼書」「業務報告書」の写しをとりまとめ、翌月15日までに県経営技術課宛て提出する。

(4) 経 費

農業振興事務所は、推進員の報告を受けた後、予算の範囲内において、謝金（報償費）を1経営体あたり最大5回分まで支払う。

派遣された経営体は、推進員に対して交通費（特別旅費）相当額を直接支払う。また、5回を超える場合の謝金を含む経費を支払う。

5 守秘義務

推進会議のメンバーは、本事業の実施により知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。ただし、派遣先の農業経営体の同意を得た範囲内で、法人経営推進会議における情報の共有や検討等で利用するほか、法人経営推進会議及び県・市町担い手育成総合支援協議会の構成機関・団体へ必要に応じて提供することについてはその限りではない。

6 その他

その他必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。